



項目	<b>2 地域コミュニティ活性化ビジョンの推進</b> <b>(広島型地域運営組織「ひろしまLMO」)</b>	<b>地域起こし推進課</b>
説明	<p><b>1 目的</b></p> <p>市では、安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域コミュニティの実現を目的として、令和4年2月に地域コミュニティ活性化ビジョン（以下「ビジョン」）を策定した。</p> <p>特にビジョンに掲げられた市民主体のまちづくりを推進する「新たな協力体制」である「広島型地域運営組織『ひろしまLMO』」（以下、「ひろしまLMO」）の設立・運営支援を行う。</p> <p><b>2 現在の状況</b></p> <p>(1) ひろしまLMOの認定等の状況と設立支援</p> <p>令和4年7月から小学校区単位で地域の諸課題を解決するためのひろしまLMOの設立に取り組む地域の公募を開始。現在の区内の認定状況及び設立支援については以下のとおり。</p> <p>① 認定状況</p> <p>ア 認定団体（学区） 令和4年度…2学区（毘沙門台、大塚・伴南）  <u>令和5年度…5学区（伴東、安、緑井、伴、山本）</u>  計7学区</p> <p>イ 「ひろしまLMO」づくりに取り組む地域として選定されている団体（学区）  （令和6年3月末現在）  4学区（安西、古市、戸山、中筋）</p> <p>② 設立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立に当たり広島市社会福祉協議会が限度額50万円（補助率10／10）の設立助成金を支給</li> <li>・必要に応じて、企画総務局コミュニティ再生課が社会保険労務士や税理士等を派遣し相談業務を実施</li> <li>・地元の要望に沿って設立準備委員会等の各種会合へコミュニティ再生課、広島市・安佐南区社会福祉協議会の職員と共に区役所職員が参加</li> </ul> <p>(2) ひろしまLMOの運営支援</p> <p>ひろしまLMOとして認定された団体に対し、広島市社会福祉協議会が1団体当たり限度額600万円（人件費300万円、活動拠点維持管理費及び地域課題解決に要する経費300万円）（補助率10／10）の運営助成金を支給する。</p> <p>また、令和6年度からひろしまLMOとして認定された地域の事務負担等を軽減するため、各種団体ごとに支給されている補助金を一本化し、増額の上「一括交付金」として認定団体に交付する。</p> <div data-bbox="587 1563 1157 2027" style="text-align: center;"> <p>《 新たな協力体制のイメージ 》</p> </div>	



- ③ 会場  
広島広域公園内ホットスタッフフ  
ィールド広島及びその周辺

- ④ 参加チーム  
安佐南区内に居住若しくは住所を  
有する者、又は安佐南区内に通勤・  
通学等する者で編成したチーム。募  
集は70チーム。

- ⑤ コース及び距離  
広島広域公園内において下表の  
とおり設定する。



区間	1区	2区	3区	4区	5区	6区	計
距離(km)	3	1	2	1	2	3	12

#### (4) 安佐南区花いっぱい運動

- ① 新規花壇開設者への初期支援  
新たに花いっぱい運動に登録した区民ボランティアに対し、初  
期の活動支援として、花苗・土・肥料等の資材を提供する。
- ② 「安佐南区花いっぱい運動推進委員会」の運営  
花いっぱい運動の更なる推進のため、区民ボランティアによる  
「安佐南区花いっぱい運動推進委員会」を設立し、現在沼田支部、  
安東支部、祇園西支部の3支部で活動している。月に1回委員会  
を開催するとともに、次の取組を行っている。



- ア 種からの花苗づくり  
イ 区役所花壇の管理  
ウ 「小さな音楽会」や「クリスマスコンサート」  
での花苗提供  
エ 「花づくり講座」の企画・運営  
オ 花の情報誌「花だより」の発行や区HPでの花  
壇紹介



#### ③ 8.20広島豪雨災害「絆花壇」整備事業

平成26年8月20日広島豪雨災害の犠牲者への追悼の意を表すため、区内の小学校で  
種から育てたマリーゴールドの花苗を、区民ボランティア及び協力企業が、被災地域の公  
園、公有地の遊休地、道路に面した民有地等に植栽し、「絆花壇」として管理を行うこと  
で、地域の将来を担う若い世代に災害の記憶を継承していくとともに、防災・減災に向け  
た地域住民の絆を深める。

#### (5) 戸山の魅力PR事業（戸山のまちづくり）

- ① お出かけマップ「ぐるりん戸山」の改訂等  
戸山地区内のスイーツ店やカフェ等のお店  
を掲載したマップの改訂を行い、効果的な魅力  
PRを行う。
- ② 戸山地区への若者世代の定住促進  
地元住民で組織する定住促進部会の活動に  
対して各種支援を行う。



(6) 大学と地域の交流・連携の促進

① 大学と地域の連携事業（マッチング）

区内各大学との「地域連携協力に関する協定」に基づき、区役所が窓口となり、地域のまちづくり活動への参加を希望する学生と、受入を希望する地域とのマッチングを行っている。（実績：令和5年度…5件、令和4年度…5件、令和3年度…2件）

② 地域と大学生のまちづくりセッションの実施

地域と大学の連携を促進するため、それぞれの活動報告及び意見交換の場を設ける。双方が連携・協働のニーズとメリット等を共有することで、地域と大学の連携・協働を促進する。

③ インターンシップの受入

区内各大学との「地域連携協力に関する協定」及び「インターンシップに関する覚書」に基づき、受入れ希望があった大学からインターンシップ実習生を受け入れる（令和5年度は、8月29日（火）～9月4日（月）の5日間、計3名の学生を受け入れた。）。

④ 大学連携事業実務担当者会議の開催

平成20年から「①地域連携協力に関する理解を深め連携協力を推進する」及び「②情報交換を行う」ことを目的に、区内6大学及び区役所の担当者による大学連携事業実務担当者会議を開催している（平成27年度～令和3年度は未開催）。

(7) あさみなみ区民大学

① 開 校 平成15年度

② 講 座 令和6年度は、全9回の講座を予定

③ 対 象 公募した区民

④ 受講者数 435人

⑤ 企画・運営 区民ボランティアスタッフを中心とした委員会方式  
(令和6年度スタッフ登録数17人)



(8) 住民主体のまちづくり活動への支援（補助事業）

① 補助対象団体

3人以上で構成される団体

町内会・自治会、女性団体、老人団体、子ども会、体育団体、青年団体、市民活動団体、ボランティアグループ、地域サークル、NPO、事業者（法人、企業、組合、業界団体等）などが該当。

② 補助対象事業

区役所が設定した次のテーマ等に基づき、上記の団体が主体的かつ継続的に取り組む当該区内での活動

- ・地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり
- ・みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり
- ・自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり
- ・地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり

③ 補助対象経費

補助対象活動の実施に必要な経費が対象。事務所経費、総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、人件費、飲食費は対象にならない。

○ 1 事業当たりの補助金の補助率及び補助限度額

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	70万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	35万円

④ 補助事業決定までの流れ（年度当初）

- ・ 2月 補助事業の募集
- ・ 3月上旬 申請書類の要件審査、補助金審査会での審査
- ・ 3月下旬 企画総務局の調整、補助事業の決定

○補助事業の件数及び金額（令和5年度、令和6年度）

年度	項目	申請件数	補助件数	補助金額
令和5年度	新規分	2件	1件	350,000円
	継続分(2年度目)	5件	5件	2,106,000円
	継続分(3年度目)	1件	1件	350,000円
	合計	8件	7件	2,806,000円
令和6年度	①新規分	3件	3件	2,340,000円
	②継続分(2年度目)	1件	1件	350,000円
	③継続分(3年度目)	4件	4件	1,098,000円
	合計	8件	8件	3,788,000円

【令和6年度 補助事業の名称】

- ①…【第2回伴学区ふるさと祭り】【岩谷神楽の伝承プロジェクト】【Green Slow Fes】
- ②…【安佐南区内25地区社協支援「わがまち最初の一步プロジェクト」事業】
- ③…【サンフレッチェ広島子どもサッカー教室】【ユニバーサルデザインのさつまいも畑をつくる～安佐南区「社会的処方」プロジェクト～】【ヌマ☆スタ 笑顔いっぱい春祭り】【第57回伴学区あんしん・あんぜん防災町民運動会】

(9) 雪害対策事業

① 事業の目的

近年の異常気象により、安佐南区管内においても毎年のように道路着雪等による雪害が発生している。こうした雪害対策を施し諸交通の安全確保と交通の円滑化に取り組む。

② 事業の概要

道路着雪（凍結）の可能性が高い幹線道路において、道路状況画像をWEB提供できる「道路情報提供システム」を運用している。

③ 進捗状況（経緯）

年度	事業内容
令和5年度	道路情報提供システムの運用開始（5か所）
令和6年度～	道路情報提供システムの拡張（4か所）

(10) 農林業を通じた体験・交流機会の提供

① 事業の目的

安佐南区管内の農地や里山を農林業体験の場とし、都市住民と農村住民の交流を実施することで、市民に農林業の役割や自然環境への理解を深めてもらうとともに、農村地域の活性化を図る。

② 事業の概要

ア ボランティアによる海外援助米生産事業

沼田町吉山地区の約40aの水田で、一般公募したボランティア(150名)と地元住民が協働して米を生産し、収穫した米は民間海外支援団体を通じ、援助米としてアフリカのマリ共和国へ送る。

- 5月 田植え、サツマイモの植付け、バケツ稲づくり
- 10月 稲刈り、サツマイモ掘り、収穫祭



イ ふれあい農業教室 (定員30名)

沼田町上吉山地区の約10aの畑で、地元農業者の指導により、年間10回の野菜づくり教室を実施する。

5月～11月にエダマメ、ナス、サツマイモ等を栽培する。



ウ 森いきいき里山体験教室 (定員30名)

沼田町下吉山地区の地域の里山で、地元農業者の指導により、森林資源等を活用した里山体験教室を実施する。

- 4月 タケノコ掘り、農業体験 (エダマメ・サツマイモ植付け)
- 7月 薪割り体験、農業体験 (エダマメ収穫)
- 9月 里山自然探勝、炭焼き (窯詰め)
- 10月 柿もぎ体験、農業体験 (サツマイモ収穫)
- 12月 炭焼き (窯出し)、お正月飾りづくり



柿もぎ体験

エ 中王楽農塾（ちゅうおうらくのうじゅく）（定員20名）

沼田町中王地区で、地元農業者の指導により、そばの栽培・収穫、そば打ち体験教室を実施する。

- 7月 そばカゴ作り、そば試食
- 8月 そば播種、そば打ち①
- 9月 そばの花鑑賞、そば打ち②
- 10月 そば刈取り
- 11月 脱穀、そば打ち③



そば打ちの練習の様子

オ ボランティアによる権現山憩の森整備事業

緑井町の権現山憩の森で、一般公募したボランティアと協働し、遊歩道整備等の活動を行う。

- 10月 遊歩道整備
- 11月 里山整備



傷んだ遊歩道を補修する様子

カ 戸山で週末林業家体験（定員10名）

沼田町戸山地区で、地元自伐林業グループの指導により、間伐や木材の搬出、薪づくりの体験をしてもらう。【11月・2回開催】

- 1回目 間伐等の作業の見学、枝払い
- 2回目 搬出・薪割り作業等



間伐後、木材を搬出する様子

## 1 「減らそう犯罪」推進事業

## (1) 目的

安佐南防犯組合連合会、安佐南警察署と連携・協力し、区民参加の下、区民の防犯意識の高揚を図るとともに、区民総ぐるみで犯罪の減少に取り組む。



## (2) 内容

## ① 「減らそう犯罪」安佐南区民大会の開催

ア 主催 安佐南防犯組合連合会、安佐南区役所、安佐南消防署、安佐南警察署

イ 日時 令和6年10月5日(土) 10時00分～12時30分(予定)

ウ 場所 安佐南区民文化センター

エ 内容 ・活動事例発表(防犯組合、学区未定)  
・講演(広島県警察本部 減らそう犯罪情報官)・アトラクション

## ② 防犯講習会の開催(期間:5月～3月)

・場所 区内各公民館

・内容 「安全安心なまちづくり」、「地域の犯罪事例と対策」など

(実績 令和5年度:9回、令和4年度:3回、令和3年度:新型コロナウイルス感染症の影響で中止)

## ③ 安全なまちづくり功労表彰

市では、地域の防犯活動や子どもの見守り活動などの自主的な活動を行う個人、団体に対してその功労・功績をたたえることで、活動の定着と拡充を図るとともに、市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現を図ることを目的に表彰している。

(令和5年度は、2団体・2個人が受賞)

## ④ 資機材の提供

地域防犯活動に対し、ベスト、誘導棒等必要な資機材を提供

## ⑤ 地域防犯カメラ設置補助

防犯活動を行っている町内会などを対象に、地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助している。(申請期間:4月～6月)

(補助実績:40地区80台(平成26年以降)、令和5年度実績:7地区13台)

補助率等:補助対象経費の3/4以内(1台につき上限30万円)

## ⑥ 防犯機能付き電話機設置等補助(令和5年度から実施)

世帯員全員が満65歳以上の世帯を対象に、防犯機能付き電話機の設置費等の一部を補助している。(補助率:補助対象経費の1/2(1台につき上限1万円))

(令和5年度実績:28件)

## 2 交通安全運動の推進

## (1) 目的

安佐南交通安全協会、安佐南区交通安全運動推進隊及び安佐南警察署等と連携・協力し、広く区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、交通安全運動の実施、その他普及啓発活動の推進を図る。



## (2) 内容

### ① 交通安全運動の実施

安佐南警察署及び安佐南交通安全協会等の関係機関と連携し、各季（4月、7月、9月、12月）の街頭啓発キャンペーンを実施する。

（参加団体等：地域起こし推進課、安佐南警察署交通課、安佐南区交通安全協会）

### ② 自転車交通マナーアップキャンペーンの実施

6月、2月の強化月間において高校生を対象とした自転車交通マナーアップキャンペーンを実施する。

（参加団体等：地域起こし推進課、各高等学校、安佐南警察署生活安全課・交通課、安佐南交通安全協会、安佐南交通安全運動推進隊）

（令和5年度は6月に広島県立安古市高等学校、2月にA I C J 中学・高等学校で実施）



### ③ 交通安全功労者表彰（広島県知事表彰）及び交通安全功労市長表彰

市民の交通安全のために、長年にわたり、地道かつ積極的に交通安全推進活動を行い、その功労が著しい個人又は団体に対して、その労をねぎらい、感謝の意を表すために表彰を行う。

（令和5年度の広島県知事表彰は1団体、1個人が受賞、広島市長表彰は17個人受賞）

## 3 避難行動要支援者避難支援事業

### (1) 目的

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等（避難行動要支援者）が、安全に避難することができるよう地域で支援（共助）する体制を整備する。

### (2) 経緯

- ① 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。
- ② 平成28年度から健康福祉局健康福祉企画課が対象者に対して同意確認等調査を行っており、同意した者のみを掲載した同意者リストを作成している。
- ③ 令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化され、令和7年度末までに、優先度の高い者（危険区域に在住しており、家族支援がない者又は家族支援に係る調査項目に回答なく、家族支援があるか不明な者）について優先的に個別避難計画を作成することになった。
- ④ 令和5年度市独自の取組として、今後は、個人情報外部提供に不同意の方や、調査票が未返送の方の中にも含まれる優先対象者の個別避難計画の作成も進めることとなった。
- ⑤ さらに、優先対象者に含まれない常時医療を必要とする方（常時人工呼吸器使用患者及び医療的ケア児・者）についても計画作成等を進め、計画の実行性確保のため避難訓練等を実施することとなった。

【安佐南区の状況】（令和5年12月末現在）

① 避難行動要支援者名簿登録者数	: 4,458人	④ 不同意	: 576人	
② 同意者リスト掲載者数	: 1,633人		未返送	: 945人
③ ②のうち計画作成の優先度高の者		⑤ 常時	: 12人	
令和7年度末までに作成が必要な者	: 153人		医ケア	: 29人
うち未作成者	: 24人			
うち作成拒否	: 7人			

(3) 安佐南区の取組状況

- ① 平成29年度から、危険区域に居住し、地域で避難支援が必要な優先度の高い要支援者の個別避難計画の作成に向け、区役所と避難支援等関係者\*が連携して取り組んでいる。
- ② 避難支援に関する地域内の役割分担が決まらないなどの理由から、計画策定が進んでいない学区について、重点取組学区（モデル学区）に指定し、避難支援者等関係者への説明会を行うなど、地域での避難支援体制づくりの促進に取り組んでいる。  
※自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター

#### 4 防災まちづくり事業

(1) 目的

継続的な地域の防災力の向上及び区民の防災・減災意識の高揚を図ることにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(2) 概要

平成28年度から、広島市防災まちづくり基金を活用し、人材育成及び継続的な意識啓発、自主防災組織の体制強化等を実施している。

① 区内公共施設ネットワーク事業の実施（安佐南区独自）

8月を「安佐南区防災強化月間」として、安佐南区内の公共施設が連携して防災パネル展・DVDの放映・非常持ち出し品の展示などのイベントを実施し、区民の防災・減災意識の高揚を図る（各公民館・スポーツセンター・ヌマジ交通ミュージアムほか）。

② 公民館との連携による防災・減災講習会の開催（安佐南区独自）

区内の公民館（10館）と連携し、年間を通じ各公民館において防災・減災講習会を少なくとも1回開催する（講師の派遣等を行っている。）。

③ 防災士フォローアップ研修の実施

防災士養成講座により養成した防災士等を対象に、継続的にスキルアップを図るため、年2回フォローアップ研修を実施する（4回のうち3回は災害予防課が担当（5、11、12月頃）し、1回を区が担当（1～3月頃：防災講演会を兼ねて実施））。

④ 区防災訓練・防災フェア等の開催

自主防災会連合会、区役所、消防署、消防団及び防災関係団体が一体となり、区民の防災意識の向上を図るため、指定避難所での訓練及び防災フェア（各種体験訓練）を実施する（令和6年11月17日（日）原南小学校で開催予定）。

⑤ 広島市防災訓練補助金

各学区・単位自主防災組織に対し、地域での防災訓練の促進を図るため、訓練実施内容等の助言等に加え、訓練に要する経費の補助を実施。



項目	<b>5 地域コミュニティの活性化事業</b> <b>“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化</b> <b>補助金</b>		<b>地域起こし推進課</b>																						
説明	<p><b>1 目的</b> 町内会等が地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う取組を支援(補助金を交付)する。</p> <p><b>2 補助対象団体</b> 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」</p> <p><b>3 補助対象となる取組</b> 町内会等が地域の活性化のために、新たに、自主的・継続的に実施する次の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域活性化プランの作成</li> <li>② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり</li> <li>③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり</li> <li>④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援</li> <li>⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり</li> <li>⑥ 住民勉強会の開催</li> <li>⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施</li> <li>⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組</li> <li>⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組</li> </ol> <p><b>4 補助金額</b> 前記①及び②の取組</p> <table border="1" data-bbox="316 1048 1169 1137"> <thead> <tr> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の10分の10(全額)以内</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>前記③～⑨の取組</p> <table border="1" data-bbox="316 1173 1305 1440"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>補助対象経費の5分の5(全額)以内</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>補助対象経費の5分の4以内</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>3年度目</td> <td>補助対象経費の5分の3以内</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>4年度目</td> <td>補助対象経費の5分の2以内</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>5年度目</td> <td>補助対象経費の5分の1以内</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【令和6年度当初 補助事業の名称】</b>  初年度目・3事業=毘沙門台プランの作成(取組①)、ジュニアリーダー育成プロジェクト(取組⑧)、中組町内会「健康麻雀教室」の開催(取組④)  2年度目・3事業=寅・とら・トラ!びしゃもん台ノボレ2023!!(取組⑦)、子ども会夏祭り(取組⑧)、花火大会(取組⑧)  3年度目・3事業=古市学区の子ども達を対象にした事業(取組⑧)、北高取町内会 自主防災活動の推進によるコミュニティ活性化(取組③)、菜園で3世代交流事業(取組③)  4年度目・3事業=平和台子どもまつり(取組⑧)、古市花火大会(取組⑧)、花壇設置による住民の憩いの場の整備(取組③)</p> <p><b>5 補助事業決定までの流れ(年度当初)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月 補助事業の募集</li> <li>・3月下旬 審査会での審査、補助事業の決定</li> </ul>			補助率	補助限度額	補助対象経費の10分の10(全額)以内	50万円	補助年度	補助率	補助限度額	初年度	補助対象経費の5分の5(全額)以内	10万円	2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円	3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円	4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円	5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円
補助率	補助限度額																								
補助対象経費の10分の10(全額)以内	50万円																								
補助年度	補助率	補助限度額																							
初年度	補助対象経費の5分の5(全額)以内	10万円																							
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円																							
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円																							
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円																							
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円																							

項目	6 安佐南区支えあいネットワークの構築	2 安全・安心・健康 に暮らせる	地域支えあい課																				
説明	<p><b>1 目的</b>          全ての人々が住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、高齢者、障害者、子どもなどを支援する地域団体や関係機関等が顔の見える関係を築き連携を深める「安佐南区支えあいネットワーク」（以下「支えあいネットワーク」という。）を推進する。          ※令和4年1月17日設置</p> <p><b>2 事業概要</b>          支えあいネットワークの構成団体の取組に係る情報共有を図るとともに、令和6年度からは、全市的に開始する重層的支援体制整備事業の区ネットワーク会議として位置付け、多分野の専門機関が横断的にネットワークを作る場とする。また、区民にとってより身近な地域でのネットワークを強化するため、小学校区域における既存の会議に地区担当保健師や生活支援コーディネーター等が出席し、地域住民と専門職との顔の見える関係づくりを図る。</p> <p>(1) 構成団体          安佐南区内の高齢者、障害者、子どもなどを支援する次の地域団体、関係機関等とし、必要に応じて追加等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="312 898 1337 1368"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地域団体、関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 齢 者</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>障 害 者</td> <td>障害者基幹相談支援センター (障害者自立支援協議会安佐南区地域部会相談・運営部会)</td> </tr> <tr> <td>子 ど も</td> <td>子育てサークル連絡会</td> </tr> <tr> <td>生活困窮</td> <td>くらしサポートセンター</td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td>相談支援包括化推進員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域団体</td> <td>社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>民生委員児童委員協議会</td> </tr> <tr> <td>市民活動</td> <td>公民館</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区 役 所</td> <td>地域支えあい課</td> </tr> <tr> <td>地域起こし推進課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 会議の開催          上記(1)の構成団体による会議を年1回以上開催し、区全体のネットワーク強化の方策等について協議するとともに、年度末に開催を予定している区全体のシンポジウムについて検討する。</p> <p>(3) 主催・事務局          支えあいネットワークは、安佐南区役所及び安佐南区社会福祉協議会の共催とし、事務局は安佐南区役所地域支えあい課及び安佐南区社会福祉協議会事務局に置く。</p> <p><b>3 今後の予定</b>          上半期 第1回安佐南区支えあいネットワーク会議          下半期 区全体のシンポジウム開催</p>			区 分	地域団体、関係機関等	高 齢 者	地域包括支援センター	障 害 者	障害者基幹相談支援センター (障害者自立支援協議会安佐南区地域部会相談・運営部会)	子 ど も	子育てサークル連絡会	生活困窮	くらしサポートセンター	相談支援	相談支援包括化推進員	地域団体	社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会	市民活動	公民館	区 役 所	地域支えあい課	地域起こし推進課
区 分	地域団体、関係機関等																						
高 齢 者	地域包括支援センター																						
障 害 者	障害者基幹相談支援センター (障害者自立支援協議会安佐南区地域部会相談・運営部会)																						
子 ど も	子育てサークル連絡会																						
生活困窮	くらしサポートセンター																						
相談支援	相談支援包括化推進員																						
地域団体	社会福祉協議会																						
	民生委員児童委員協議会																						
市民活動	公民館																						
区 役 所	地域支えあい課																						
	地域起こし推進課																						

項目	<b>7 地域における保健活動の充実</b>	<b>2</b> 安全・安心・健康 に暮らせる	<b>地域支えあい課</b>
----	------------------------	----------------------------	----------------

**1 目的**

地域ごとに「地区担当保健師」を配置し、訪問指導や健康相談などを充実させるとともに、担当する地域の保健・医療・福祉の窓口として、地域団体や関係機関等と顔の見える関係づくりを進めながら、共に地域づくりを推進する。

**2 事業概要**

(1) 地区担当保健師の配置

地域支えあい課に保健師を集中的に配置した上で、1人の保健師が概ね2小学校区を担当し、訪問活動や健康相談等の地区活動を行う。活動に当たっては、精神保健福祉相談員や地域包括ケア推進センター職員、被爆者相談員と協力して取り組む。

各地区が抱える健康問題の把握に努め、分析を行い地域団体や関係機関等と連携しながら解決に向けて取り組む。

地区担当保健師16人の配置区分

	地域支援第一係（保健師9人）						地域支援第二係（保健師7人）					
小学校区 26	東野	原	祇園	長束	伴南	伴	梅林	川内	毘沙門台	古市	上安	安
	中筋	原南	山本	長東西	大塚	伴東	八木	緑井	安東	大町	安北	安西
			春日野		戸山							
保健師数	2	1	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1

(2) 支援が必要な世帯等へのきめ細やかな対応

地区担当保健師が、組織内の関係部署や地域団体、関係機関と連携し、虐待等の処遇困難ケースへの対応や災害時の被災者支援において、迅速かつきめ細やかな対応を行う。

(3) 地域団体等と連携した活動等

地区担当保健師が、地域団体及び地域包括支援センター等の関係機関と連携し、現状把握と地域課題の抽出を行い、担当地区全体のマネジメントを通じて効果的な地区活動へと発展させていく。

ア 乳児家庭全戸訪問の実施

民生委員・児童委員、保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談を行い、健全な育児環境の確保を図る。

イ 母子保健・子育て支援事業を通じて行う働く世代の健康づくり

乳幼児の多い区であることを生かし、健康相談や乳幼児健診等の機会を捉えた保護者世代の健康づくりに取り組む。

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の通いの場等で、糖尿病等の重症化予防と介護予防に係る事業が一体的に実施できるように、地区担当保健師が医療専門職や関係機関と連携して必要な支援のコーディネートを行う。

エ 常時人工呼吸器使用患者の災害時の避難に係る個別計画作成

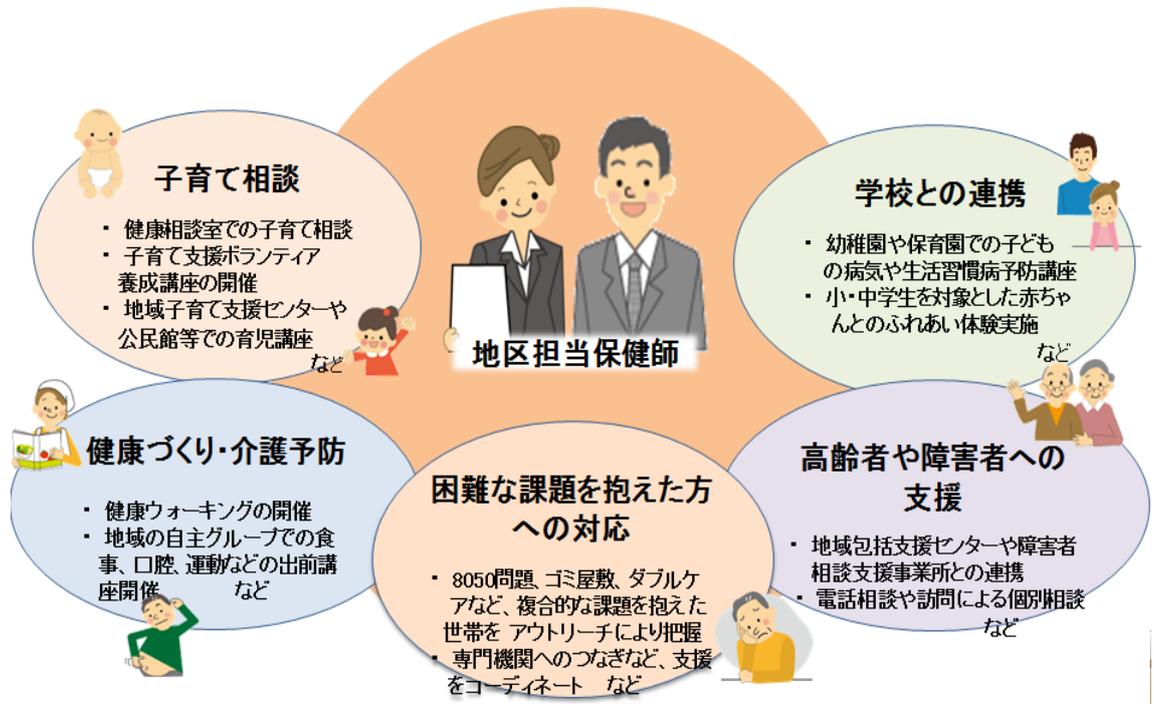
避難行動要支援者のうち、在宅で人工呼吸器を常時使用している患者について、災害時の避難に係る個別計画の作成等を行う。

説明

(4) 地域の重層的な支援体制づくり

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、多機関が協働して対応する包括的な相談支援体制を構築する。

また、社会との関係性が希薄化しており、つながりを作るための支援や世代を超えて交流できる場の整備及び参加支援を多様な主体により幅広く地域で活動できるよう、分野横断的なネットワークづくりに取り組む。



赤ちゃんから高齢者まで、全ての住民が住みやすい地区となるよう、地区担当保健師が保健・医療・福祉に関する行政の地域の窓口として、専門的な見地から地域団体や関係機関等とともに地域づくりを推進

項目	<b>8 地域における子育て支援の充実</b>		<b>地域支えあい課</b>																															
説明	<b>1 目的</b> 全ての子どもや子育て家庭を対象に多様で良質な切れ目のない支援を行うとともに、地域や様々な団体が協働して子育てを支援する環境づくりを推進する。																																	
	<b>2 事業概要</b> (1) 地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子がいつでも気軽に行くことができ、交流や情報交換、子育ての相談ができる場所（常設オープンスペース）を設置し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感の軽減を図る。 また、公募型オープンスペースや地域団体等が運営する地域のオープンスペースに対し、地域子育て支援専門員（保育士）が出向くなど支援者等への技術支援にも取り組む。 （区内の設置状況） ① 常設型オープンスペース : 1か所 （オアシスあさみなみ） ② 公募型常設オープンスペース : 4か所 （ひろばKUSU-KUSU祇園・佐東、くすの木、こどもコーぶらぎ西風新都） 令和6年度1か所公募予定 ③ 地域のオープンスペース : 23か所  オアシスあさみなみ (2) 子育てサポーターの養成 （区の魅力と活力向上推進事業「めがせ子育てほっとタウンあさみなみ」） 区内の大学生が、AKS（安佐南区子育てサポーター）として、子育て事情を学び、学生自らが考えた「子育てしやすいまちづくり」を目指し活動を行う（公園マップづくり、子育てイベントへの参画など）。 (3) 妊娠・出産包括支援事業 出産を間近にして不安定になりやすい産前期の妊婦や、出産直後でこれからの子育てに不安を覚えやすい産後の心身の安定を図るため、妊娠・出産に対する包括的な支援を行う。 支援を必要とする妊産婦の利用につながるよう、保健師が母子健康手帳交付や妊産婦転入の際に面接を行い、相談に応じてコーディネートする。 （具体的取組） ① 産前・産後サポート事業 : 広島県助産師会に委託 ② 産後ケア事業：産婦人科 : 産婦人科病院8か所、助産院2か所に委託 ③ 産後ヘルパー派遣事業 : 区対応事業所3事業所 <b>【参考】妊娠・出産包括支援事業申請者数（件）</b> <table border="1" data-bbox="240 1715 1425 1883"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産前・産後サポート</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>27</td> <td>45</td> <td>83</td> <td>86</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>産後ケア</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>35</td> <td>51</td> <td>90</td> <td>82</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>産後ヘルパー</td> <td>52</td> <td>41</td> <td>65</td> <td>66</td> <td>107</td> <td>65</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>			事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	産前・産後サポート	24	16	27	45	83	86	124	産後ケア	25	18	35	51	90	82	109	産後ヘルパー	52	41	65	66	107	65
事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																											
産前・産後サポート	24	16	27	45	83	86	124																											
産後ケア	25	18	35	51	90	82	109																											
産後ヘルパー	52	41	65	66	107	65	42																											

(4) 安佐南区妊産婦支援担当者連絡会の開催

妊娠期及び出産後間もない時期の産婦に対して、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を実施するため、産婦人科病院と妊娠・出産包括支援事業を委託している助産院と情報交換を行い、養育困難状況の早期発見に努める。

(具体的取組)

開催時期：年1回（2月初旬）

参加機関：区内の産婦人科病院、市民病院2か所、区内助産院、広島県助産師会、地区担当保健師、こども家庭センター

(5) 乳児家庭全戸訪問の実施

民生委員・児童委員、保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供を行い、健全な育児環境の確保を図る。

長期里帰りや長期入院の乳児等を除き、訪問率95%を目標としている。

【参考】乳児全戸訪問実施状況【令和5年度】

区分	対象数	訪問率 (%)	対応率 (%)
広島市	7,945	93.3	99.9
安佐南区	2,008	89.9	100.0

(6) 5歳児発達相談の実施

子どもの発達及び行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による予約制の個別相談を実施する。保護者の意向を聞きながら、かかりつけ医（小児科）や通園中の保育園等との連携に取り組む。

【参考】相談件数（件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
29	47	58	62	67	66

(7) こども家庭センターの設置・運営

児童福祉法の改正により、妊産婦、子育て世帯の保護者、こどもへ母子保健と児童福祉の両面から一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされ、これに伴い、本市ではこれまで児童虐待や養育問題の相談に応じていた「こども家庭相談コーナー」を今年度「こども家庭センター」に改変した。

これまでの「こども家庭相談コーナー」においても、妊産婦の支援に取り組んでいたが、「こども家庭センター」として、妊産婦への支援を行う保健師と連携・協働し、支援が必要な家庭のこどもが胎児から成人するまでの間を切れ目なく漏れなく支援していく。

また、深刻化している児童虐待や養育問題に対しては、児童相談所をはじめとした関係機関と協働して相談支援体制の強化を図る。

虐待相談件数（令和5年度）

区分	18歳未満人口（人）	虐待相談（件）
8区平均	22,846	343
安佐南区	44,361	663



※ 広島市北部在宅医療・介護連携支援センターの取組への参画

広島市北部在宅医療・介護連携支援センターは、地域での日常生活を支える医療、介護、保健・予防の連携を強化し、有機的に結びつけるための地域包括ケアシステムを支える拠点として、令和2年度に安佐医師会館内に設置された。令和5年4月からは、旧安佐市民病院の北館に開設された安佐医師会病院内に移転した。

【安佐南区在宅医療・介護連携推進委員会が参画している事業】

- ①広島市北部在宅医療・介護連携推進委員会  
(令和5年度「安佐地区訪問歯科・薬剤師・リハビリテーションハンドブック」の作成等)
- ②安佐地区ケアカンファレンス推進協議会
- ③安佐地区地域ケアフォーラム

(5) 認知症地域支援体制づくり

認知症の早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを目指す。

ア 認知症サポーター養成講座

(令和6年3月末時点)

全市352回15,474人

安佐南区53回2,958人

イ 認知症カフェ設置 (令和6年3月末時点)

全市145か所・安佐南区27か所

ウ 認知症初期集中支援チーム

令和元年10月に安佐医師会への委託により設置



認知症カフェ

(参考) 区内地域包括支援センター

名称 (受託法人: 理事長)	担当圏域 (担当小学校区)
広島市城山北・城南地域包括支援センター (社福法人 楽友会: 木阪義彦)	城山北・城南 (梅林・八木・川内・緑井)
広島市安佐・安佐南地域包括支援センター (広島医療生活協同組合: 坂本裕)	安佐・安佐南 (毘沙門台・安東・古市・大町)
広島市高取北・安西地域包括支援センター (社福法人 慈光会: 金尾哲也)	高取北・安西 (上安・安北・安・安西)
広島市東原・祇園東地域包括支援センター (社福法人 慈光会: 金尾哲也)	東原・祇園東 (中筋・東野・原南・原)
広島市祇園・長東地域包括支援センター (社福法人 広島良城会: 城谷良文)	祇園・長東 (祇園・山本・長東・長東西・春日野)
広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター (社福法人 和楽会: 伊藤尚志)	戸山・伴・大塚 (戸山・伴南・大塚・伴・伴東)

(参考) 圏域内人口等 (令和6年3月末時点)

圏域	人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	
広島市	1,175,327	310,045	26.4	
安佐南区	242,486	53,229	22.0	
日常生活圏域別	城山北・城南	42,926	9,347	21.8
	安佐・安佐南	39,022	10,222	26.2
	高取北・安西	31,223	9,842	31.5
	東原・祇園東	40,565	6,659	16.4
	祇園・長東	51,299	9,301	18.1
	戸山・伴・大塚	37,451	7,858	21.0



【民生委員・児童委員の定数及び委嘱数等】

安佐南区の定数 337人 (内 主任児童委員38人)

(令和6年3月1日現在の委嘱数)

(単位：人)

区 分		区域担当の 民生委員・児童委員				主任児童委員			民生委員 協力員
地区名	定 数 (A+B)	定 数 (A)	委嘱数	欠員	定 数 (B)	委嘱数	欠員		
沼田 地区	伴	19	17	15	2	2	2	2	
	伴 東	13	11	11		2	2		
	大塚・伴南	14	12	12		2	2	2	
	戸 山	12	10	10		2	2		
祇園 地区	長 東	13	11	11		2	2	1	
	長東西	12	10	9	1	2	2		
	原 南	15	13	13		2	1	1	
	原	15	13	13		2	2	1	
	祇 園	22	20	19	1	2	1	1	
	山 本	22	20	18	2	2	2	1	
安古市 地区	中 筋	21	19	17	2	2	2	2	
	古 市	15	13	13		2	2	2	
	大 町	18	16	14	2	2	2	3	
	安 東	16	14	13	1	2	2		
	毘沙門台	11	9	9		2	2		
	安	22	20	18	2	2	2	5	
	安西・安北	25	23	23		2	2	7	
佐東 地区	佐東南	26	24	24		2	2	1	
	佐東北	26	24	22	2	2	2	4	
安佐南区 計		337	299	284	15	38	36	2	35
【参考】市全体		1,996	1,793	1,639	154	203	188	15	202



(3) すこやか食生活プラン推進事業（食育の推進）

全ての世代の区民が、栄養バランスや減塩に配慮した食生活が実践できるよう、すこやか食生活推進リーダー等の地域での活動を支援する。また、「わ食の日」について、企業等と連携しながら普及啓発に取り組むとともに、ひろしまそだちの野菜等、地元の食材を利用した「健康な食事」（元気じゃけん定食）の普及啓発を図る。





(1) 里山林再生整備事業

ひろしま森づくり県民税を財源にした森づくりを推進する事業で、住宅等に近接する里山林の整備を行う町内会等に対し、助成する。

事業要件：1箇所3,000㎡以上の広葉樹林等が対象で、整備後10年間の維持管理を行うこと。



整備された林内の様子

(2) 自伐林業グループの支援

森林の管理を事業者へ委託せず、自ら間伐し、木材の搬出を行う自営型の小規模な林業である「自伐林業」を実施する団体に対し、助成する。

具体的には、間伐に係る経費の助成、木材を森林内から搬出する作業に必要な保険料及び道具の購入等の経費を助成する。(安佐南区の自伐林業団体：戸山の森守人)

(3) 半林半X移住者支援事業

林業と林業以外の仕事で収入を得るといった新しいライフスタイルの移住者を中山間地域に呼び込み、林業の振興を図るとともに中山間地域の活性化を図る。

ア 移住先：安佐南区沼田町戸山地区

イ 移住者：第2期生（令和5年度研修終了）

第3期生（令和6年度から研修開始）



第2期生の研修の様子

3 農林業の施設整備

地域の農林業生産基盤の整備、農村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、水路等の維持、補修及び改良を実施している。

4 有害鳥獣対策

野生鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることから、農作物及び生活環境への被害防止と軽減を図るため、防除・駆除・環境整備の三つの手法により有害鳥獣対策に取り組んでいる。

(1) 防除対策

被害相談があった場合、職員が現地で防除指導を行うとともに、防除柵の設置や野生鳥獣の生態や被害対策を学ぶ講習会の開催等に対する経費の一部を支援する。

補助事業名	内容
有害獣防除用施設設置事業補助金	防除用資材購入費（電気柵・波鉄板・ワイヤーメッシュ・防除網・捕獲柵）の一部を補助する。
地域で取り組む有害鳥獣対策事業補助金	町内会等の地域団体が実施する鳥獣被害対策に必要な資機材の購入経費や講習会受講費等の一部を補助する。
鳥獣被害防止総合対策交付金	広島市鳥獣被害防止総合対策協議会が購入した防護柵等の資材を利用し、集落や自治会等が集落周辺の山すそに防護柵を設置し、維持管理（14年間）を行う。

(2) 駆除対策

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、広島市有害鳥獣駆除班（区内4班）及び被害農家による捕獲を実施し、個体数の増加を防ぐ。

(3) 環境整備

森林を間伐して農地との間に緩衝帯を設け、野生鳥獣が出没しにくい環境整備に取り組む町内会等を支援する。

補助事業名	内 容
里山林再生整備事業（再掲）	手入れ不十分な里山林等を整備するために必要な経費を助成する。 （奥行50m以内、幅100m以上の森林で、3,000㎡以上）
鳥獣害緩衝帯整備事業	野生鳥獣が出没しにくい環境整備をするために必要な経費を助成する。 （奥行30m以内の森林で、500㎡以上）



駆除班の活動の様子



サル用防除柵の例









(3) 計画誘導地区（平地部）のまちづくり

西風新都の平地部は、地域住民が主体となって整備を図る計画誘導地区に位置付けており、地区計画制度等を活用した計画的なまちづくりを促進している。

① 伴中央地区

平成26年度から本市がアドバイザーやコンサルタントの派遣を行い、まちづくり計画のうち、土地利用計画が平成28年4月に、まちづくり活動の計画が平成29年4月に策定された。その後、令和元年12月に本市が伴中央平木地区の地区計画を都市計画決定し、商業施設が建築された。

② 大塚地区

本市がコンサルタント等の派遣を行い、平成23年3月に大塚上まちづくり計画と大塚下まちづくり計画がそれぞれ策定された。

その後、大塚下地区においては、平成28年4月に観音山地区を対象とした土地利用計画が策定され、令和3年2月に本市が地区計画を都市計画決定し、戸建住宅を主体とした団地が造成された。また、令和5年8月に観音山地区以外の4地区（下城・観音・梶屋谷・大東）を対象とした土地利用計画が策定された。

大塚上地区においては、平成30年4月に町内会全域を対象とした土地利用計画が、令和3年4月に特定の区域において工業・流通施設等の立地を検討することができる土地利用計画が策定されており、現在、各地区の土地所有者等により地区計画提案に向けた検討が行われている。

令和6年度も引き続き、伴中央地区及び大塚地区のまちづくり活動に対して、地区計画制度に関する勉強会の実施など、必要な支援を行う。

その他の地区についても、地域住民のまちづくりの機運が醸成されれば、その活動に対し支援を行う。

# 【西風新都の整備状況】

